

## 令和6年神奈川県議会第2回定例会 共生社会特別委員会

令和6年7月1日

### ◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子です。どうぞよろしくお願ひいたします。  
私からは、まず初めに、地域日本語教育の取組についてお伺いいたします。  
今、県内の外国籍の方は約26万人、県民の約35人に1人が外国籍県民ということですが、その中で、日本語が母国語ではない外国人の方々が日本で安心して暮らしていくために、地域の方々とのコミュニケーションが円滑に行えるよう、日常生活で必要な日本語を身につけることが重要であると考えます。令和6年3月に改正されました、かながわ国際施策推進指針では、多文化共生の地域社会づくりの中に、日本語教育の充実が位置づけられています。

そこで、本県における地域日本語教育の取組について何点か伺います。  
まず初めに、本県における地域日本語教育の現状や取組の方向性を教えてください。

### ◎国際課長

本県における地域日本語教育の現状ですが、神奈川県は、ボランティアによる日本語教室の活動の歴史が古く、現在ボランティアなどが運営する日本語教室は250以上もあり、活動が非常に活発な地域となっております。地域の日本語教室は多くのボランティアに支えられており、活動内容のほうは様々でございますが、生活者としての外国人が日本語を学べる場であるとともに、外国籍県民等の居場所や、地域社会の入り口としても大きな役割を果たしていると考えております。

また、取組の方向性でございますが、令和元年6月に施行されました日本語教育推進法において、自治体は、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされております。そこで、本県では、外国籍県民が地域で生活する上で必要となる日本語能力を身につけ、地域社会の一員として安心して生活し活躍できるよう、地域の状況に応じた様々な施策に取り組んでおります。

### ◆おだ幸子委員

それでは、地域日本語教育を進める上で、県と市町村の役割はどのように整理をされているのでしょうか。

### ◎国際課長

日本語教育における県と市町村の役割でございますが、まず、市町村の役割は、住民や地域コミュニティー、地域の日本語教室にとっての身近な存在としまして、まず、外国籍県民等の日本語教育ニーズの把握であったり、地域の実情や生活ニーズに合わせた日本語教育の実施、ボランティアの養成や研修など、ボランティアによる日本語教室の支援といったことを図っていくこととされております。

それに対しまして県の役割でございますが、広域自治体として、各市町村や地

域の実情に応じた取組に対する支援など、コーディネート役を担うこととしております。具体的には、市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備であったり、日本語教育を支える人財の育成、また、日本語学習に関する情報提供等の充実などを図っていくこととしております。

◆おだ幸子委員

今、県の役割について詳しくお話しいただきましたけれども、その役割を踏まえて、これまで県が実施してきた具体的な取組についてお伺いします。

◎国際課長

県では、各地域の実情に応じた日本語教育を推進できるよう、地域日本語教育コーディネーターを配置し、各市町村や地域における取組といったものを支援しております。

また、具体的な取組ですが、生活オリエンテーション等も組み込んだ日本語初心者向けの「はじめてのにほんご」講座などを、市町村での実施を見据えたモデル事業を実施しているほか、市町村が主体的に取組を進められるよう、日本語教室の運営等に取り組む市町村に対する補助制度、こういったものも設けております。加えて、日本語教室がない、もしくは不足している地域に対しては、オンラインでの日本語講座を実施しております。

◆おだ幸子委員

今、日本語教育コーディネーターのお話がございましたけれども、その地域日本語教育コーディネーターについてお伺いしたいんですが、どのような方が担っていて、どういう業務を行っているのか、教えてください。

◎国際課長

本県における地域日本語教育コーディネーターは、かながわ国際交流財団の職員が担っておりまして、県内を、政令市、横須賀・三浦、湘南、県央、県西の5地域に分けて、それぞれの地域を担当するコーディネーターを配置しております。地域日本語教育コーディネーターですが、地域のニーズや実情に応じた日本語教育の提案であったり、調整といったことや、県施策に対する市町村等からのニーズの把握、その他ボランティア等からの相談対応や情報提供、こういったことなど、各地域における取組の支援といったものを行っております。

◆おだ幸子委員

冒頭のちょっと話に戻るんですが、神奈川の地域日本語教室というのは、多くのボランティアの方々に支えられているということですが、現在ボランティア活動において課題というのはあるんでしょうか。

◎国際課長

ボランティアの方々による活動における課題でございますけれども、日本語教室を運営する担い手の不足であったり、あと、ボランティアの高齢化のほか、

外国籍県民が増加し、国・地域も多様化しておりますので、学習ニーズが非常に多様化しているといったことが挙げられます。

こうした課題を受けまして、日本語教育の担い手となるボランティアの方々の新規開拓やスキルアップ等につながるよう、日本語ボランティアの養成研修を市町村と連携して実施しております。

また、日本語教育に関わる人の裾野を広げるため、広く地域住民等を対象とした地域日本語教育フォーラム、こういったものも実施しております。

#### ◆おだ幸子委員

この問題についての最後の質問になりますが、今後、地域日本語教育を推進するに当たって、県としてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

#### ◎国際課長

県内における日本語教育に関する理解、取組は進んできていますが、一方で、日本語教育に関する取組がやはり十分でない地域といったものも存在します。県としては、引き続き地域で日本語教育を支えていただいているボランティアであったり、市町村の取組を支援してまいります。

また、外国籍県民の増加が見込まれる中、日本語教育の担い手を増やしていくことも重要でございますので、多くの方に日本語教育への理解や関心を深めていただき、日本語教育の担い手の確保につながるよう、引き続き普及啓発にも取り組んでまいります。

#### ◆おだ幸子委員

では、要望を申し上げます。

県が推進指針にのっとり、コーディネーターとして地域日本語教育を推進していることはよく分かりました。一方で、地域における活動は、多くのボランティアによって支えられており、担い手不足や担い手の高齢化、ニーズの多様化という課題に直面しています。

今後、外国人材やその家族が増えていくに当たり、地域社会の円滑な運営のためには、言語や文化、価値観の相互理解はますます重要になってきます。その意味でも、人材の裾野を広げる取組をお願いいたします。

また、先日、県営住宅の住民の方と懇談の機会があったのですが、外国人の方の入居が増えており、生活習慣の違いからか、5階のベランダから大きなごみを日常的に捨てることがしばしばあって、とても危険だというお話を伺いました。帯同している御家族は日本語や英語などが話せず、コミュニケーションがうまく行えなくて、住民の方はとても困っていました。

県におかれましては、地域日本語教育のさらなる推進と、受け入れ側である私たちが外国人の方々とスムーズにコミュニケーションを取るための方策についても検討をお願いいたします。

続きまして、困難な問題を抱える女性等への支援について伺います。

今年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく取組については、これまで我が会派から本会議の代表質問や各種委員会で質

問をしてきました。

今回の委員会資料で報告のありました、令和6年度を初年度とする、かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画に関連して何点か伺います。

まず初めに、女性相談支援員の配置の充実について、これまでも要望してきましたが、改めて本年度、県ではどのように拡充されたのでしょうか。また、現在、本県の女性相談支援員は、全員会計年度任用職員であると承知していますが、常勤職員の配置についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ◎人権男女共同参画担当課長

女性相談支援員につきまして、県では本年度、困難な問題を抱える女性の一時保護など女性支援の中核を担う女性相談支援センターに2名増員するとともに、女性への相談対応を最前線で担っております保健福祉事務所において3名増員いたしまして、女性支援の体制を強化をいたしました。

今後は、法施行後の相談件数や相談内容を検証いたしまして、常勤職員の配置も含め、総務局と必要な体制を調整していきたいと考えております。

#### ◆おだ幸子委員

続きまして、令和6年第1回定例会における代表質問で、我が会派から、女性支援法施行に向けた県の対応について質問をさせていただきました。2月の時点では、女性支援法で関係団体等により構成される支援調整会議を置くように努めるとされてはいるものの、国からその詳細な考え方が示されていませんでした。そのため、県では国からの情報を待たずに準備会議を設置するとのことでしたが、準備会議はどのように実施されたのでしょうか。

#### ◎人権男女共同参画担当課長

準備会議の実施についてでございます。県では法施行前の今年3月25日に、県内の女性相談支援員、また市町村、関係団体、民間支援団体によります支援調整会議の準備会議を対面とオンラインのハイブリッドの形で開催をいたしまして、合わせて約130名の参加をいただきました。会議では、厚生労働省の女性支援室長から、女性支援法の理念や内容について講演をいただきました。また、県からは、県の基本計画の策定結果、また計画の理念、基本目標、具体的な施策などについて説明をいたしまして理解を深めていただくとともに、各市町村の計画策定などの取組状況について共有をいたしました。この会議につきましては、女性相談支援員の研修にも位置づけをさせていただきまして、当日参加できなかつた方には動画をアーカイブ配信で視聴をいただいているところでございます。

#### ◆おだ幸子委員

それでは、その後、国から支援調整会議について詳細な考え方を示されたんでしょうか。

### ◎人権男女共同参画担当課長

その後、国からは、令和6年4月1日付で支援調整会議の実施に関するガイドラインが示されました。その中で、支援調整会議は、困難な問題を抱える女性の支援に当たって、関係機関が情報を共有しながら連携を図る体制とされてございます。また、ガイドラインでは、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議のように段階を分けて実施をすることが例示をされていますが、必ずしも3段階で構成する必要はなく、地域の実情に応じた体制として差し支えないとされました。

### ◆おだ幸子委員

では、4月1日に国のガイドラインが示されて、それも受けた上で、県としては支援調整会議について今度どのように取り組んでいかれるんでしょうか。

### ◎人権男女共同参画担当課長

県では、この三つの代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を設置する準備を進めております。

まず、代表者会議につきましては、県や市町村の福祉事務所や女性支援担当部局、障害福祉部局をはじめ、警察、医療機関、就労支援機関、児童相談所など多様な機関、また民間支援団体に参加していただきまして、女性支援施策の充実に向けて課題の協議や情報共有をする場としたいと考えております。

次に、実務者会議につきましては、県の保健福祉事務所が所管する町村部におきまして、関係機関が顔の見える関係性を構築して情報共有をしていく場として設置する準備をしているところでございます。会議の構成員や議題につきましては、地域の実情に応じて決めていきたいと考えております。

そして、個別ケース検討会議でございますが、これまで実証しておりますケースワークに当たるもので、ケースに応じて連携が必要な関係機関を構成員として適宜、開催をしてまいります。

### ◆おだ幸子委員

支援調整会議については、よく分かりました。

続きまして、今年度の施策として、支援につながりにくい若い女性について、アウトリーチ支援に取り組んでいくということでございましたが、その内容について具体的に教えてください。

### ◎人権男女共同参画担当課長

アウトリーチ支援につきましては、まず、民間支援団体に委託をしております女性のSNS相談の中で、困り事を抱えた女性に役立つ情報を発信していく予定しております。また、より多くの方に御相談いただけますように、民間支援団体への活動経費の補助対象に、若年層に寄り添ったメッセージを発信するSNSや動画などを活用したアプローチですか、大学などに出向いて講演をする取組など、新たに加えたところでございます。

◆おだ幸子委員

では、最後の質問ですが、今年度の新規事業としまして、社会とつながりを持ちながら自立を支援する新たな施設を設立する事業がございました。現在、設置に向けて準備中とのことでしたが、具体的にはこの施設でどのような支援を想定しておられるのでしょうか。

◎人権男女共同参画担当課長

この新たな施設では、DV被害者のように、自分の居場所を隠す必要のない女性のうち、お子さん連れの方や、外出制限や集団生活になじまないといった方などに、自立に向けた支援を行っていくことを考えてございます。この事業によりまして、例えば就職活動をしたり、同伴されているお子さんが学校に通いながら支援を継続することが可能になるなど、地域住民等との交流を行いながらの自立を目指すことができるようになると考えております。

◆おだ幸子委員

それでは、要望を申し上げます。

困難を抱える女性に関する実態調査の分析結果を基に、若い女性に対するアウトリーチ支援を始められることは大変重要だと考えます。情報や支援がきちんと届いたのか、検証をしっかりと行っていただくようお願いいたします。

また、DVなどの虐待から逃れるための一時保護施設の利用が平成15年の548件をピークに減少し、近年は200件前後で横ばいであるということは、一時保護施設の在り方が今の女性の生き方に合っていない部分もあるのではないかと考えます。同調査の求める支援の内容を見ますと、利用できる支援制度の情報提供、自分の困り事をなんでも相談でき、支援につながることができる窓口とございます。深刻になる前に、気軽に相談できる環境づくりについても検討をお願いいたします。

私からは以上です。